

商法 Chapter 7

Date
/Date
/Date
/

株式会社の設立に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 発起設立又は募集設立のいずれの場合にも、発起人が作成した定款は、公証人の認証を受けなければその効力を生じない。
- 2 発起設立又は募集設立のいずれの場合にも、発起人は、設立時発行株式を少なくとも1株以上引き受けなければならない。
- 3 発起設立又は募集設立のいずれの場合にも、設立時取締役は、設立手続の調査の結果、その手続が定款に違反していると認めるときは、発起人にその旨を通知しなければならない。
- 4 発起設立又は募集設立のいずれの場合にも、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数は、定款に定めがある場合を除き、発起人全員の同意により定めなければならない。
- 5 発起設立又は募集設立のいずれの場合にも、設立時代表取締役は、設立時取締役の過半数によって選定することができる。

正解
3

[設 立] 株式会社の設立

1 正しい

株式会社を設立するには、**発起人が定款を作成**しなければならない（会社法26条1項）が、その定款は、**公証人の認証**を受けなければ、その効力を生じない（同法30条1項）。公証人の認証は、定款が**真正に作成**され、かつ**内容が適法**であることを確保するために行われるものである。これは、**発起設立においても募集設立においても同じ**である。

2 正しい

各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を**1株以上**引き受けなければならない（同法25条2項）。会社設立の意思表示をした発起人は、自ら株主として出資すべきだからである。これは、**発起設立においても募集設立においても同じ**である。

3 誤り

発起設立の場合、設立時取締役は、設立手続の調査の結果、法令・定款の違反又は不当な事項があると認めるときは、**発起人**にその旨を**通知**しなければならない（同法46条2項）。これに対し、**募集設立**の場合、設立時取締役は、調査の結果を**創立総会に報告**しなければならない（同法93条2項）。

4 正しい

設立に際して発行する株式に関する事項のうち、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数は、定款に定めがある場合を除き、**発起人全員の同意**により定めなければならない（同法32条1項1号）。これは、**発起設立においても募集設立においても同じ**である。

5 正しい

設立時代表取締役とは、株式会社の設立に際して代表取締役となる者をいう（同法47条1項参照）。設立時代表取締役は、原則として、**設立時取締役の過半数**によって選定される（同法47条3項）。これは、**発起設立においても募集設立においても同じ**である。

以上により、誤っているものは**肢3**であり、正解は**3**となる。